

Ⅲ 砂糖関係業務

1 輸入指定糖に関する業務

(1) 輸入指定糖売買業務

ア 輸入指定糖各種指標

(ア) 指定糖調整率及び二次調整金

平成29砂糖年度に適用される価格調整法第9条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第24条第1項の農林水産大臣が定める額（二次調整金）は、平成29年9月29日に次のように告示された。

○指定糖調整率 100分の37.00（100分の37.00）

○二次調整金 1,000キログラムにつき25,647円（25,544円）

注：（ ）内は平成28砂糖年度の数値である。

(イ) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第7条に基づき輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、粗糖の平均輸入価格は、同法第6条並びに価格調整法施行令第7条及び第8条の規定に基づき、次の算定式に沿って、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表14）

平均輸入価格

適用期間の初日前10日 から遡って過去90日間 のNY粗糖先物価格の 平均額	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、 輸入諸掛り、プレミアム等	=	平均輸入価格
---	---	---------------------------------------	---	--------

- ・適用期間 平成29年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき 62,110円（平成29年3月29日告示）
- ・適用期間 平成29年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき 50,610円（平成29年6月28日告示）
- ・適用期間 平成29年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき 47,020円（平成29年9月28日告示）
- ・適用期間 平成30年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき 48,600円（平成29年12月27日告示）

(ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、砂糖調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定糖調整率及び同号ハの農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）を用いて3か月ごとに算定された。（表14）

(エ) 指定糖調整金軽減額

指定糖調整金軽減額は3か月ごとに定められ、次のように告示された。（表14）

- ・適用期間 平成29年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成29年3月29日告示）

- ・適用期間 平成29年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成29年6月28日告示）
- ・適用期間 平成29年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成29年9月28日告示）
- ・適用期間 平成30年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成29年12月27日告示）

表14 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円/トン)

年	区分 四半期	NY11の平均値		平均輸入 価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産 大臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円換算 (円/トン)					
平成29年	4～6月	19.79	50,283	62,110	33,703	0	33,703	95,813
	7～9月	15.58	38,509	50,610	37,958	0	37,958	88,568
	10～12月	13.91	34,319	47,020	39,287	0	39,287	86,307
平成30年	1～3月	14.42	36,224	48,600	38,702	0	38,702	87,302

(注) 1 価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、29年4月～9月（平成28砂糖年度）は25,544円、29年10月～30年3月（平成29砂糖年度）は25,647円が二次調整金分として加算される。

イ 輸入指定糖売買業務の実績

(ア) 概要

平成29事業年度においては、全期間を通じて平均輸入価格が砂糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第5条の規定に基づき売買が行われた。

a 粗糖の売買

粗糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は39万9400トン（439件）、売買差額は161億4201万6千円、条件付きのものの売買契約数量は6,958トン（151件）であった。

b 高糖度原料糖の売買

高糖度原料糖の売買契約数量は78万2890トン（436件）、売買差額は319億4877万3千円であった（高糖度原料糖とは、糖度が98.5度以上99.3度未満の粗糖以外の原料糖をいう。）。

c 粗糖・高糖度原料糖以外の売買

粗糖・高糖度原料糖以外の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は1万3617トン（1,352件）、売買差額は4億1365万3千円、条件付きのものの売買契約数量は1,968トン（10件）であった。

(イ) 売買契約実績

a 粗糖

(単位：キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)
平成29年 4月	62	57,691,473	13	664,166	49	57,027,307	1,921,991,328
5月	54	52,058,940	12	671,443	42	51,387,497	1,731,912,808
6月	70	57,055,848	12	455,354	58	56,600,494	2,229,371,932
7月	68	52,489,872	18	722,451	50	51,767,421	1,965,007,126
8月	32	13,187,313	14	554,453	18	12,632,860	479,522,034
9月	44	30,549,029	11	276,275	33	30,272,754	1,385,318,401
10月	35	13,377,915	13	404,340	22	12,973,575	509,692,840
11月	47	26,252,907	19	818,136	28	25,434,771	999,259,922
12月	41	38,614,812	10	489,889	31	38,124,923	2,108,206,477
平成30年 1月	39	16,754,093	14	903,730	25	15,850,363	613,534,930
2月	43	24,504,127	9	638,712	34	23,865,415	1,097,997,541
3月	55	23,821,213	6	358,754	49	23,462,459	1,100,200,902
合 計	590	406,357,542	151	6,957,703	439	399,399,839	16,142,016,241

b 高糖度原料糖

(単位：キログラム、円)

年月	条件付きでないもの		
	件 数	数 量	売買差額 (調整金)
平成29年 4月	12	31,602,331	1,081,305,359
5月	16	42,274,240	1,486,484,726
6月	36	72,760,522	3,214,613,890
7月	37	93,425,837	3,600,258,054
8月	30	51,036,224	1,968,062,617
9月	51	80,293,917	3,449,322,239
10月	55	113,433,464	4,528,714,436
11月	46	99,738,434	4,035,435,730
12月	53	56,821,180	2,676,241,564
平成30年 1月	44	69,641,833	2,740,010,672
2月	29	28,802,679	1,355,262,851
3月	27	43,059,577	1,813,061,064
合 計	436	782,890,238	31,948,773,202

c 粗糖・高糖度原料糖以外

(単位:キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)
平成29年 4月	129	2,050,407	1	216,108	128	1,834,299	43,374,555
5月	110	1,255,585	0	0	110	1,255,585	31,942,984
6月	122	1,410,084	1	216,720	121	1,193,364	36,446,622
7月	122	1,932,571	2	433,440	120	1,499,131	41,187,327
8月	126	1,508,042	2	433,296	124	1,074,746	34,386,474
9月	116	1,042,989	1	216,846	115	826,143	30,297,886
10月	118	1,032,221	1	108,468	117	923,753	33,070,853
11月	124	982,867	0	0	124	982,867	31,500,955
12月	111	1,000,815	0	0	111	1,000,815	38,736,347
平成30年 1月	82	834,046	1	108,401	81	725,645	21,775,439
2月	92	1,231,976	1	234,759	91	997,217	25,790,213
3月	110	1,303,034	0	0	110	1,303,034	45,143,457
合 計	1,362	15,584,637	10	1,968,038	1,352	13,616,599	413,653,112

(2) 輸入指定糖入札業務

価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が定める額(二次調整金)の決定に資するため、輸入指定糖の価格に関する情報の収集を行うことを目的として輸入指定糖の入札を実施した。

輸入指定糖入札実施要領に基づき、入札参加者の登録を行い(平成29砂糖年度について23者。平成28砂糖年度については、前事業年度に登録した23者が入札参加資格者)、入札を4回行った。各回とも、全量が上限価格(二次調整金額から1円を減じた額)で落札され、再入札は行われなかった。(表15)

表15 輸入指定糖の入札結果

区分 単位	上場数量 (トン)	申込者数 (者)	申込数量 (トン)	申込倍率 (倍)	落札者数 (者)	落札数量 (トン)	不落札数量 (トン)	落札率 (%)	落札価格		
									最高 (円/トン)	最低 (円/トン)	平均 (円/トン)
28砂糖年度											
第3回 29年 4月12日	22,500	21	63,650	2.8	21	22,500	0	100.0	25,543	25,543	25,543
第4回 29年 7月12日	22,400	21	63,338	2.8	21	22,400	0	100.0	25,543	25,543	25,543
29砂糖年度											
第1回 29年10月18日	24,500	19	68,600	2.8	19	24,500	0	100.0	25,646	25,646	25,646
第2回 30年 1月17日	20,800	21	58,856	2.8	21	20,800	0	100.0	25,646	25,646	25,646

(注) 1 不落札数量は、(上場数量-落札数量)である。
2 落札価格は、一次調整金の加算額であり、消費税及び地方消費税を含まない。

2 異性化糖に関する業務

(1) 異性化糖各種指標

ア 異性化糖調整基準価格、異性化糖調整率及び二次調整金

平成29砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の農林水産大臣が定める額（異性化糖二次調整金）は、平成29年9月29日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき177,822円（177,822円）
- ・異性化糖調整率 100分の15.77（100分の15.15）
- ・異性化糖二次調整金 1,000キログラムにつき1,734円（1,788円）

注：（ ）内は平成28砂糖年度の数値である。

イ 機構買入価格（平均供給価格）

異性化糖に係る機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、価格調整法第13条第1項に基づき、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格、輸入異性化糖にあつては、同条第2項に基づき、当該異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされており、同法第12条並びに価格調整法施行令第21条及び第22条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表16）

- ・適用期間 平成29年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき128,423円（平成29年3月29日告示）
- ・適用期間 平成29年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき127,278円（平成29年6月28日告示）
- ・適用期間 平成29年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき121,241円（平成29年9月28日告示）
- ・適用期間 平成30年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき122,548円（平成29年12月27日告示）

ウ 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を価格調整法施行令第16条に定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表16）

- ・適用期間 平成29年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき123,703円（平成29年3月29日告示）
- ・適用期間 平成29年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき117,234円（平成29年6月28日告示）
- ・適用期間 平成29年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき114,523円（平成29年9月28日告示）
- ・適用期間 平成30年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき115,398円（平成29年12月27日告示）

表16 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年度・期間		区分	平均供給価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額単価 (調整金単価)	標準価格
平成 29 事業 年度	平成 28 砂糖 年度	平成29年4～6月	128,423	—	—	123,703
		7～9月	127,278	—	—	117,234
	平成 29 砂糖 年度	10～12月	121,241	—	—	114,523
		平成30年1～3月	122,548	—	—	115,398

- (注) 1 価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。
 2 平成29事業年度は、平均供給価格が標準価格を上回ったため売買は行われなかった。
 3 法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が異性化糖二次調整金分として加算される。
 平成29年4～9月…1,788円、平成29年10～平成30年3月…1,734円

エ 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第15条第1項により、異性化糖調整基準価格と国内産異性化糖にあつてはその移出の時に、輸入異性化糖にあつてはその輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて3か月ごとに算定されることとなっている。

なお、同法第11条第1項ただし書の規定により、異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないこととされており、平成29事業年度においては全期間を通じて同規定が適用されたため、機構売戻価格は算定されなかった。

(2) 異性化糖売買業務の実績

平成29事業年度においては、全期間を通じて異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を上回ったため、価格調整法第11条第1項ただし書の規定に基づき異性化糖の売買は行われなかった。